

平成30年2月14日  
一般社団法人プレハブ建築協会

## 災害救助法に係る応急仮設住宅建設の政令市への権限移譲に係る課題

プレハブ建築協会は、早期かつ大量の応急仮設住宅を建設する任務を負っている。それを円滑に達成するためには、①資材の合理化、統一化 ②各会員会社の住宅計画・施工の迅速化、合理化 ③被災地全体の復旧・復興を踏まえた公平性の確保が必須である。

1. 都道府県の権限を政令市にそのまま移譲し、別々に建設事業を行った場合、次のような問題が予想される。

- ① 都道府県と政令市との応急仮設住宅の計画基準、仕様、建設の進捗状況等が異なると、地域によって被災市町村間で不公平感が生じ、社会問題になりやすい。
- ② 都道府県と政令市とに応急仮設住宅の仕様・資材および配置計画や外構計画が異なると、資材調達、施工方法が多様化し、迅速化に支障を生ずるおそれがある。
- ③ 都道府県と政令市で会員会社間との見積・契約などの事務手続き等が異なると、当協会会員会社の事務が複雑化し、事業進捗に支障が生ずる。
- ④ 当協会会員会社全体で着工時期別に供給能力の上限があり、都道府県と政令市との複数の事業主体が応急仮設住宅の取り合いとなる可能性が高い。
- ⑤ 事業主体から当協会及び当協会会員会社の現地担当者に、事前打ち合わせ、建設候補地の調査、契約事務、各種検査対応、入居対応等の多くのご要請があるが、都道府県と政令市から別々にご要請があるとスケジュールの調整が難しくなる。
- ⑥ 政令市が都道府県と別に独立して業務を担うとすると、一政令市内に被害がとどまる災害は問題がないものの、被害規模がそれより広範囲になると各都道府県対応に加え、別途政令市の対応を行わざるをえなくなる。  
これらの問題は、政令市が2以上ある場合は、さらに事業の進捗について支障が大きくなる。

2. 政令市に権限を移譲する場合は、早期かつ大量の応急仮設住宅の建設がこれまで同様、円滑に実現できるよう、下記によるご配慮をお願いしたい。

- ① 各道府県内の応急仮設住宅の計画基準、仕様、契約方法、事務手続き、入居対応等は各道府県単位で統一していただきたい。  
これを災害が発生する前の段階で政令市を含め調整していただきたい。
- ② 発災時の初動体制において応急仮設住宅の建設に向けた協議に、都道府県、政令市の関係者が集合し、建設候補地の調査、住宅の仕様、配置及び外構計画等の建設方針を確認することをしていただきたい。
- ③ 協会との窓口（少なくとも、事前調整、要請、あっせんまで）は、一政令市内に被害がとどまる災害の場合を除き、都道府県毎に統一していただきたい。  
従って、各都道府県と当協会との災害協定は政令市を含む当該都道府県全体に適用されるものとし、政令市と災害協定を締結して対応する場合は、住宅被害がもつばら当該政令市内にとどまる災害に限ってのこととしていただきたい。
- ④ 政令市は、応急仮設住宅の建設候補地の調査段階から建設過程で建設等に関する進捗等各種情報を適宜各都道府県に連絡し、かつ、各都道府県からなされる必要な要請に対応していただきたい。

以上